

認定書

国住指第 308-1 号 平成 28 年 8 月 1 日

株式会社セイタン 代表取締役社長 川島 俊也 様



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

- 1. 認定番号 MSTL-0484
- 2. 認定をした構造方法等の名称 杭頭接合部の接合金物に用いる鍛造品鋼材 HFW490jc
- 3. 認定をした構造方法等の内容 別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。



指定書

国住指第 308-2 号 平成 28 年 8 月 1 日

株式会社セイタン 代表取締役社長 川島 俊也 様

国土交通大臣

下記の建築基準法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力 度等の基準強度について、平成12年建設省告示第2464号第一第二号、第二第二号、第三 第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 1. 認定番号
 - MSTL 0484
- 2. 認定をした構造方法等の名称 杭頭接合部の接合金物に用いる鍛造品鋼材 HFW490jc
- 3. 指定する数値
 - (1) 許容応力度の基準強度 325 N/mm²

(2)溶接部の許容応力度の

 325 N/mm^2

基準強度

(3)材料強度の基準強度

 325 N/mm^2

上記の数値の 1.0 倍以下までの数値

(4)溶接部の材料強度の

 325 N/mm^2

基準強度

上記の数値の 1.0 倍以下までの数値

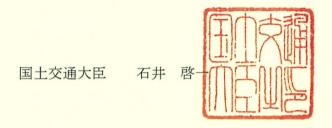
(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。



認定書

国住指第 312 号令和元年7月25日

株式会社 共栄鍛工所 代表取締役社長 齊藤 栄太郎 様



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第37条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

- 1. 認定番号 MSTL-0532
- 2. 認定をした構造方法等の名称 杭頭接合部の接合金物に用いる鍛造品鋼材 HFW490jck
- 3. 認定をした構造方法等の内容 別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。



指定書

国住指第 312-2 号 令和元年 7 月 25 日

株式会社 共栄鍛工所 代表取締役社長 齊藤 栄太郎 様



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三 第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 1. 認定番号 MSTL-0532
- 2. 認定をした構造方法等の名称 杭頭接合部の接合金物に用いる鍛造品鋼材 HFW490jck
- 3. 指定する数値

許容応力度の基準強度	325N/mm ²
溶接部の許容応力度の基準強度	325N/mm ²
材料強度の基準強度	325N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍までの数値)
溶接部の材料強度の基準強度	325N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。